

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく  
建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る  
手数料算定例

山口県 土木建築部 建築指導課

平成 29 年 4 月

■建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）等手数料 単位：円

種別	区分 (床面積)	省エネ適判	省エネ 変更適判	軽微変更 該当証明
(一) 非住宅建築物 等のうち工場等の用 に供する部分 (モデル建物法)	～2,000㎡未満	40,000	21,000	21,000
	2,000㎡～5,000㎡未満	102,000	51,000	51,000
	5,000㎡～10,000㎡未満	151,000	76,000	76,000
	10,000㎡～25,000㎡未満	191,000	95,000	95,000
	25,000㎡～	237,000	119,000	119,000
(二) 非住宅建築物 等のうち工場等の用 に供する部分 (モデル建物法除く 評価方法)	～2,000㎡未満	43,000	22,000	22,000
	2,000㎡～5,000㎡未満	105,000	53,000	53,000
	5,000㎡～10,000㎡未満	154,000	78,000	78,000
	10,000㎡～25,000㎡未満	191,000	95,000	95,000
	25,000㎡～	237,000	119,000	119,000
(三) 非住宅建築物 等のうち工場等の用 に供する部分以外の 部分 (モデル建物法)	～2,000㎡未満	170,000	86,000	86,000
	2,000㎡～5,000㎡未満	279,000	140,000	140,000
	5,000㎡～10,000㎡未満	345,000	173,000	173,000
	10,000㎡～25,000㎡未満	485,000	243,000	243,000
	25,000㎡～	562,000	282,000	282,000
(四) 非住宅建築物 等のうち工場等の用 に供する部分以外の 部分 (モデル建物法除く 評価方法)	～2,000㎡未満	300,000	151,000	151,000
	2,000㎡～5,000㎡未満	469,000	235,000	235,000
	5,000㎡～10,000㎡未満	568,000	285,000	285,000
	10,000㎡～25,000㎡未満	763,000	382,000	382,000
	25,000㎡～	870,000	435,000	435,000

※注記

- ・詳しくは「山口県使用料手数料条例」を確認ください
- ・表に記載の用語は法令、手数料条例等の定めによる
- ・手数料は建築基準法の建築物の床面積に応じて徴収する(増改築の場合は増加する床面積に応じた金額)
- ・非住宅建築物等とは非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分をいう
- ・工場等とは建築基準法上の用途が、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう
- ・工場等の部分を含む建築物の手数料は、工場等の部分の床面積に応じて(一)又は(二)の額と、工場等の部分以外の床面積に応じて(三)又は(四)の額を合算して算定した額aと、工場等の部分の床面積を工場等の部分以外の部分の床面積とみなした場合の全体の床面積に応じて(三)又は(四)に定める額bの、a、bいずれか低い額とする

■省エネ適判手数料の具体的な適用

対象建築物	評価方法	手数料の適用区分	適用根拠
非住宅建築物 (工場等)	モデル建物法	(一)	—
	モデル建物法以外	(二)	
非住宅建築物 (工場等以外)	モデル建物法	(三)	—
	モデル建物法以外	(四)	
非住宅建築物 (工場等部分+ 工場等以外部分)	モデル建物法	(一) + (三) 又は全体(三)の いずれか低い額	備考2
	モデル建物法以外	(二) + (四) 又は全体(四)の いずれか低い額	
複合建築物 (工場等部分)	モデル建物法	非住宅部分の床面積に応じ(一)	—
	モデル建物法以外	非住宅部分の床面積に応じ(二)	
複合建築物 (工場等以外部分)	モデル建物法	非住宅部分の床面積に応じ(三)	—
	モデル建物法以外	非住宅部分の床面積に応じ(四)	
複合建築物 (工場等部分+ 工場等以外部分)	モデル建物法	非住宅部分の床面積に応じ (一) + (三) 又は非住宅全体(三)の いずれか低い額	備考2
	モデル建物法以外	非住宅部分の床面積に応じ (二) + (四) 又は非住宅全体(四)の いずれか低い額	

適用根拠は山口県使用料手数料条例の備考を示す

## ■省エネ手数料の算定例

※計画変更に係る建築物エネルギー消費性能  
変更適合性判定、軽微変更該当証明申請の場合も、手数料は異なるが同じ考え方のため省略

凡例  
申請範囲  
(以下共通)



### (1)非住宅建築物（工場等）



①モデル建物法による評価の場合  
手数料条例（一）より  
102,000 円

②モデル建物法以外による評価の場合  
手数料条例（二）より  
105,000 円

### (2)非住宅建築物（工場等以外）



①モデル建物法による評価の場合  
手数料条例（三）より  
279,000 円

②モデル建物法以外による評価の場合  
手数料条例（四）より  
469,000 円

(3)非住宅建築物（工場等及び工場等以外）

例 1

工場部分 延べ面積 1,500 m <sup>2</sup>
事務所部分 延べ面積 1,500 m <sup>2</sup>

手数料条例備考 2 による

①モデル建物法による評価の場合

工場等部分 手数料条例（一）より

40,000 円

工場等部分以外 手数料条例（三）より

170,000 円

合計 210,000 円----- a

また、全体を工場等部分以外とみなし

手数料条例（三）より 279,000 円----- b

よって、a、bの低い額の 210,000 円

②モデル建物法以外による評価の場合

工場等部分 手数料条例（二）より

43,000 円

工場等部分以外 手数料条例（四）より

300,000 円

合計 343,000 円----- a

また、全体を工場等部分以外とみなし

手数料条例（四）より 469,000 円----- b

よって、a、bの低い額の 343,000 円

例 2

工場部分 延べ面積 3,000 m <sup>2</sup>
事務所部分 延べ面積 3,000 m <sup>2</sup>

手数料条例備考 2 による

①モデル建物法による評価の場合

工場等部分 手数料条例（一）より

102,000 円

工場等部分以外 手数料条例（三）より

279,000 円

合計 381,000 円----- a

また、全体を工場等部分以外とみなし

手数料条例（三）より 345,000 円----- b

よって、a、bの低い額の 345,000 円

②モデル建物法以外による評価の場合

工場等部分 手数料条例（二）より

105,000 円

工場等部分以外 手数料条例（四）より

469,000 円

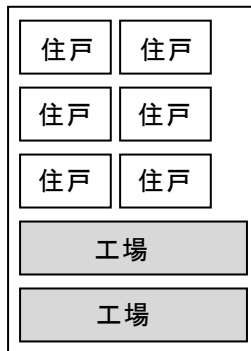
合計 574,000 円----- a

また、全体を工場等部分以外とみなし

手数料条例（四）より 568,000 円----- b

よって、a、bの低い額の 568,000 円

(4) 複合建築物（工場等部分）

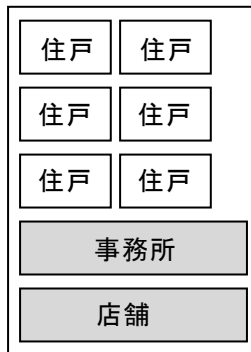


1階工場 1000 m<sup>2</sup>  
2階工場 1000 m<sup>2</sup>  
3～5階  
マンション  
全6戸

①モデル建物法による評価の場合  
手数料条例（一）より  
102,000円

②モデル建物法以外による評価の場合  
手数料条例（二）より  
105,000円

(5) 複合建築物（工場等以外部分）



1階店舗 1000 m<sup>2</sup>  
2階事務所 1000 m<sup>2</sup>  
3～5階  
マンション  
全6戸

①モデル建物法による評価の場合  
手数料条例（三）より  
279,000円

②モデル建物法以外による評価の場合  
手数料条例（二）より  
469,000円

(6) 複合建築物（工場等部分及び工場等以外部分）



1階工場 1000㎡  
2階事務所 1000㎡  
3～5階  
マンション  
全6戸

手数料条例備考2による

①モデル建物法による評価の場合

工場等部分 手数料条例（一）より

40,000円

工場等部分以外 手数料条例（三）より

170,000円

合計 210,000円----- a

また、非住宅部分全体を工場等部分以外とみなし

手数料条例（三）より 279,000円----- b

よって、a、bの低い額の 210,000円

②モデル建物法以外による評価の場合

工場等部分 手数料条例（二）より

43,000円

工場等部分以外 手数料条例（四）より

300,000円

合計 343,000円----- a

また、非住宅部分全体を工場等部分以外とみなし

手数料条例（四）より 469,000円----- b

よって、a、bの低い額の 343,000円